

令和 3 年

第 4 回 農業委員会総会（月例会）議案

令和 3 年 4 月 7 日

前橋市農業委員会

令和3年 第4回 農業委員会総会 議事録

- ・開会日時 令和3年4月7日午後2時00分
- ・閉会日時 令和3年4月7日午後3時50分
- ・開催場所 J A前橋市本所2階多目的ホール

・出席委員（22人）

1番 松田 智之	2番 小池 真澄	3番 須賀 民雄	4番 平野 豊一
5番 阿久津 昌枝	6番 井田 健	7番 坂本 忠	9番 関 けい子
10番 伊能 良雄	11番 齋藤 禎	12番 下田 将文	13番 矢端 晴美
14番 奥野 和子	15番 松島 敏男	16番 星野 和幸	17番 小堀 清
18番 関根 由彦	19番 澁澤 聖一	20番 青木 朱美	21番 深町 富士雄
23番 石村 利夫	24番 江原 弘		

・欠席委員（1人）

8番 横室 辰雄

・遅刻委員（1人）

22番 須田 一男（14時08分着席）

・事務局出席者

事務局長 鵜野 明広	副参事 藤井 義嗣	副参事 片貝 早苗	係長 深澤 直純
副主幹 篠崎 菜穂子	副主幹 福田 邦夫	主任 井上 一則	主任 坂本 憲昭
主事 小池 雪乃	主事 森田 悠紀		

・その他の出席者

農政課 副参事 大崎 正俊

・付議事件

- （1）議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について
- （2）議案第22号 農地法の規定による許可申請の取下げについて（4条）
- （3）議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について
- （4）議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について
- （5）議案第25号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・協議事項

- （1）遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について
- （2）令和3年度目標及びその達成に向けた活動計画（案）について
- （3）令和2年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について

・報告事項

- （1）農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- （2）農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- （3）農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- （4）農地転用等の意見聴取の結果について
- （5）令和3年度前橋市農業委員会事業計画（案）について
- （6）職員の任免について

鵜野局長	それでは第4回農業委員会総会を開催いたします。進行を担当いたします農業委員会の鵜野でございます。4月より事務局長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。 それでは、開会に先立ちまして、深町会長よりご挨拶をお願いいたします。
深町会長 鵜野局長	◇（挨拶） 続きまして本日の出席状況について報告させていただきます。本日、横室委員から欠席の連絡、須田委員から少し遅れると連絡をいただいております。したがって在任委員24人中22人の出席であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。 ここからの進行は会議規則第5条の規定により、会長が議長となり、会議を進めることとなりますので、深町会長よりよろしくお願いいたします。
議 長	《深町会長、議長に就任》 それでは、令和3年第4回農業委員会総会を開催いたします。はじめに前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。1番 松田 智之委員、2番 小池 真澄委員をお願いいたします。
議 長	それでは、早速、議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から12番までの審議をお願いいたします。 事務局の説明をお願いいたします。
小池主事	◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、耕作面積等を朗読、説明） 以上、整理番号1番から12番までの申請については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	なお、整理番号1番、8番、11番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
19番委員 （1班班長）	現地案内図3条の1番、資料の1ページから21ページをご覧ください。申請地は富士見町時沢地内の農用地区域内にある農地です。申請人は15年前までJAで営農指導員をしていました。農業に愛着があり、今回、ナガネギ栽培を行ううえで自己所有の土地がないため、申請にいたしました。面接には本人が来られました。会社は昭和46年設立、日本電産、三菱などと取引があります。業務内容は太陽光パネルのパワコンの製造です。現在の場所を賃借したのは会社に近いためとのことです。申請地ではナガネギ、エダマメを栽培し、出荷先は卸売業者、JA赤城橋などです。農業機械もトラクター2台、田植え機2台、3トントラック1台、軽トラック3台、ネギ皮むき機3台などそろっており、特に問題ありません。通作距離も1km、約5分であり、将来、5ha、7ha、10haと規模拡大計画もあるとのことです。調査班としては、周りの環境に十分注意し、努力することをお願いし、許可相当といたします。 次に、現地案内図3条の8番、資料の22ページから44ページをご覧ください。申請地は富士見町原之郷地内の農用地区域内にある農地です。申請人は現在、義姉のもとで、水稻、トウモロコシ、ダイコン、ハウレンソウなど露地野菜の農業経営を行っています。申請事由は農業経営を別にし、規模拡大を図りたいとのことです。面接には本人が来ました。新しく土地を借りて、ネギ、トウモロコシ、ブロッコリーを作付けする予定とのことです。出荷先は農協、食の駅、JAファームなどです。居住地から6.6km、約15分の通作距離です。今後も規模拡大し、5haくらいまで耕作したいとのことです。調査班としては農業に対する意欲があり、頑張ってもらいたいと思い、許可相当といたします。 現地案内図3条の11番、資料の45ページから65ページをご覧ください。申請地は富士見支所から北北東約1kmに位置する農用地区域内にある農地です。申請人は現在、田約28,000㎡、畑3,000㎡を所有する会社です。申請事由は畑を取得し、蔬菜の作付けによって規模拡大を図りたいとのことです。面接には代理人が来ました。現在、コメ、トウモロコシ、ジャガイモなどの栽培経験があり、取得する畑にはブロッコリーを栽培する予定であります。

	売上は40万円から45万円の予定とのことです。通作距離は25km、約50分かかりますが、将来は今ある空き家を改造し、住む予定とのことです。規模拡大を図り、農業に取り組む姿勢が顕著であります。調査班としては許可相当といたします。以上です。
議 長	以上で事務局の説明、調査班の報告が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。
6 番委員	現地・面接調査案内図47ページで、説明にもありましたが、通作距離が25.4kmありますが、申請人が申請地を借りて耕作しようとなった経緯がもし分かったら、教えていただきたい。なかでも農業委員会の事業、あるいは市のマッチング事業で紹介したのかどうかを教えてください。
小池主事	今回の譲渡人の方ですが、譲受人である法人の代表の知人と聞いているので、そういった繋がりです。今回の農地を買って欲しいという話になったものと考えています。
19 番委員 (1 班班長)	買った土地の近くに空き家があり、それを改装し、将来的にはそこに住み、農業をするということです。補足いたします。
議 長	これで、よろしいでしょうか。
6 番委員	結構です。
議 長	他にございませんか。他にないようですので、採決をしたいと思います。
	整理番号1番から12番を許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	◇(挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請については、整理番号1号から12番を許可とすることに決定いたします。
	次に議案第22号 農地法の規定による許可申請の取下げ4条許可について、整理番号1番の審議をお願いします。
	事務局の説明をお願いします。
井上主任	◇(議案書・順次、地目、面積、取下理由等を朗読、説明)
議 長	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問がありましたら、お願いします。
6 番委員	過去、何回か取下げになっているのは、いずれも開発許可の協議が整わない見込みが理由だったのでしょうか。理由としてはそれだけでしょうか。
井上主任	保留になっていた理由はそのとおりです。質問のとおり、開発の関係で協議が整わないということでした。
6 番委員	分かりました。これは要望ですが、何回も審議し、また取下げをしてということがないように、良く指導をしていただければ、と思います。以上です。
議 長	その他はございませんか。ないようですので、採決をしたいと思います。
	整理番号1番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。
	◇(挙 手)
議 長	全員賛成でありますので、議案第22号 農地法の規定による許可申請の取下げ4条許可については、整理番号1番を承認することに決定します。
	次に議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番については、先の審議で取下げが承認されたため、整理番号2番から8番の審議をお願いします。
	事務局の説明をお願いします。
井上主任	◇(議案書・順次、地目、面積、転用目的等を朗読、説明)
	以上、整理番号2番から8番までの申請については、農地法第4条第6項の不許可の条件に該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問がありましたら、お願いします。
6 番委員	整理番号6番は排水路が転用目的になっていますが、排水路として申請された面積135㎡の全ての面積が排水路になるのでしょうか。この中に何らかの構造物、例えばパイプやU字溝

が構築されるのでしょうか。もしU字溝等が構築された場合、周囲の安全対策は何かされるのでしょうか。もし分かれば、教えてください。

井上主任

整理番号6番については、申請地の西側に住宅が2軒あり、そちらからの排水路がこの土地の中に入っております。この土地の中には、すでに西側の土地については許可を受けて、住宅も建てておりまして、その排水路が埋設されているかたちです。今回、新たにこの土地について、U字溝や排水溝を構築することはありません。以上です。

議 長

よろしいですか。

6番委員

はい。

議 長

これに関連してよろしいですか。地役権が設定されていたのでしょうか。それとも地役権設定のための申請ですか。

井上主任

先ほど話したとおり、西側に住宅があり、排水がこの土地を通過して、東側の道路に流れて行きます。こちらの土地については地役権が設定されています。排水路が近くにないということで、この土地を通過して東側に排水が流れていくかたちになっています。この関係で、5条の申請の中でも、この申請地にかかる申請が出されています。今後のためにも、きちんと土地を分けた方が良くだろうということで、この案件は排水路として申請がありました。

議 長

他に皆さんありませんか。ないようですので、採決をしたいと思います。

6番委員

すみません。6番。

議 長

6番、どうぞ。

6番委員

整理番号8番は始末書添付で一般住宅の申請ですが、これは建築が始まったのでしょうか。あるいは手続きだけなのでしょうか。教えてください。

井上主任

こちらの8番の案件は新たに一般住宅として申請のあったものです。7番は是正のための申請で始末書の添付、8番も始末書の添付とあります。7番の例ですが、すでに使っていて引き続き使う案件は是正のための申請、8番については住宅の申請があり、使っていて目的が変わる案件については始末書添付ということになります。同じ始末書でもこのような形で分けています。

議 長

他にございませんか。ないようですので、採決をしたいと思います。

整理番号2番から8番を許可することに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

議 長

全員賛成でありますので、議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号2番から8番を許可とすることに決定いたします。

次に議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。申請件数が多いために、整理番号1番から32番までの審議をお願いいたします。

事務局の説明をお願いします。

井上主任

◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的等を朗読、説明）

以上、整理番号1番から32番までの申請については、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

なお、整理番号6番、14番、および16番は現地面接調査を実施しておりますので、調査班長のご報告をお願いいたします。

19番委員
（1班班長）

現地案内図5条の6番、資料の66ページから72ページをご覧ください。申請地は市立時沢小学校から北に約500m、赤城大鳥居から南約150mに位置し、北は住宅、東は県道、南は住宅、西は田に囲まれた用途地域内の第3種農地になります。申請人は全国に685店舗を持つドラッグストアです。売上3,000億円、群馬県にも71店舗あります。今回の申請事由は店舗の新築工事のための転用申請です。面接には申請人と代理人4名で来られました。新店舗には従業員3名、パート6名から7名、営業時間は9時から22時、12月オープン予定です。開店時には臨時の駐車場も用意する予定とのことです。南側には1.2mのフェンス、西側には緑地帯を整備するとのことです。調査班としては問題点もないことから、許可相当といたします。

現地案内図5条の14番、資料の73ページから80ページをご覧ください。申請地は群馬県畜産試験場から北北西約3.7kmに位置する農用地区域内農地です。農用地区域内の農地は原則として転用できませんが、農地法施行令第4条第1項第2号イの例外規定にある「農業用施設」に該当するため、許可の対象になります。申請人は養豚を営んでいる法人です。昭和28年から始め、従業員170名、飼育頭数14万頭から15万頭、売上110億円です。申請事由は養豚の生産性向上のための一体として土地を活用し、離乳豚舎2棟の建築です。面接には代理人が来られました。建物以外の農地にはトウモロコシ、ヒマワリを植え、道路等の境界は確認済みです。調査班としては、いろいろな問題点をクリアしており、周りの環境にも配慮しておりますので、許可相当といたします。

現地案内図5条の16番、資料の81ページから89ページをご覧ください。申請地は前橋市西消防署から西北西約560mに位置し、北側は雑種地、東西は宅地、南側は田に囲まれた第2種農地です。申請人は渋川市内で有料老人ホームとデイサービスセンターを運営しています。申請事由は当地域においても高齢化が進んでおり、介護を必要とする高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して介護が受けられるよう、地域密着型の施設運営を行うものです。面接には代理人と2人で来られました。申請施設の概要は、ベッド数54床、デイサービス30人、職員45人、駐車場24台、出入口は南側、外灯設置、周囲には1.2mのフェンス。調査班としては特に問題点もないことから、許可相当といたします。以上です。

議 長 以上で事務局の説明及び調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

16番委員 6番ですが、現地見取図を見ますと、北側の宅地と建築予定地の間に222㎡の細長い農地が残るのですが、耕作放棄地になりませんか。

24番委員 本人が残して欲しいとのことでした。

16番委員 何か理由があるのですか。

24番委員 自分で作りたいと。

16番委員 分かりました。本人がこの面積で使うということで。

議 長 その他ございませんか。

17番委員 現地案内図の82ページですが、資金調達についての計画に建物建築費が32,930円となっていますが、これはなんですか。他は単位が違うのですが。

井上主任 先ほどの質問ですが、こちらについては記載間違いと思われます。隣の資金調達の関係で借入れる額、土地の購入、施設費、建物の建築費、土地造成に係る金額をこちらで足し上げたものによると、「万」という金額の記載が漏れているというものになります。

17番委員 了解しました。

議 長 ここまでよろしいですか。ないようですので、採決をしたいと思います。

整理番号3番を保留とし、整理番号1番から2番、4番から32番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇（挙 手）

全員賛成でありますので、議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請については整理番号3番を保留とし、整理番号1番から2番、4番から32番を許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おきます。

次に議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号33番から63番までの審議をお願いいたします。事務局の説明をお願いします。

井上主任 ◇（議案書・順次、地目、面積、契約内容、転用目的等を朗読、説明）

以上、整理番号33番から44番、46番から48番、50番から63番の申請については、農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しないため、許可要件の全てを満たしておりますので、ご報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長	なお、整理番号44番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
19番委員 (1班班長)	それでは、ご報告申し上げます。 現地案内図5条の44番、資料の90ページから96ページをご覧ください。なお、94ページは図面が1枚変わっていますので、注意をして見てください。申請地は市立滝窪小学校金丸分校から北東約600mに位置し、北と東側は農地、南と西側は宅地に囲まれた第2種農地です。申請人は太陽光発電を営んでおり、新たな土地を探しており、当申請にいたったとのこと。面接には代理人と2人で来られました。現在、前橋市に30か所、全国に172か所の太陽光発電を行っている会社です。今回の施設の概要は460Wのパネル1,270枚、584.2kw、売電単価21円、年間11,400万円を見込んでいるとのこと。草刈りはシルバー人材などに頼む予定で、雨水処理は貯水池29m×29m×1mを設置し、周囲には高さ1.5mのフェンスを設置するとのこと。調査班としては、周りの環境に配慮し最善の努力をする条件で、許可相当といたします。以上です。
議 長	以上で事務局の説明、それから調査班長の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。
6番委員	整理番号の46番です。申請人の適格性、信頼性の確認ですが、申請理由のところに、申請地北側で露天資材置場として使用しているということですが、現地はご覧になったのでしょうか。
井上主任	直接、事務局では現地を確認しておりません。ただ、市役所で使用している航空写真で確認しています。こちらで確認したところ、適正な使い方をしている状況です。
6番委員	分かりました。申請地北側は露天資材置場ということで、特に建物など建てずに適正に使われているという事でよろしいわけですね。引き続いて47番。宅地拡張ということで、その前のところでは開発協議は済んでいると説明がありました。こちらは開発協議は済んでいるのでしょうか。
井上主任	調整区域内で開発協議、開発が必要なものについては、建築指導課開発係に照会をしています。47番の案件についても照会をしております、開発協議は可ということで回答がありました。以上です。
6番委員	最後、55番ですが、申請理由の中に「効率を上げるため、申請地を農機具格納庫として使いたい」とありますが、農事組合法人が耕作している区域の中心に、より近くなるということでもよろしいでしょうか。分かったら、教えてください。
井上主任	55番の案件になりますが、組合員宅に農機具をバラバラに保管しているので、こちらに格納庫を作り、集約をはかるということで申請のあったものです。
6番委員	ありがとうございました。結構です。
議 長	他の方、ございませんか。
17番委員	63番の方は、3条の12番の土地も売却しています。この方は農家を辞めるということなのですか。合計4反くらいの土地を売却しているので。
井上主任	譲渡人については事情等あるとは思いますが、あくまで農地転用の申請は譲受人の信用、資力を確認するものですので、特に譲渡人の事情までは聞いておりませんし、把握もしていません。
17番委員	分かりました。
16番委員	58番、59番の所在地の欄に手書きしてある「土地区画整理事業」と「面積」の見方を改めて教えてもらえますか。
井上主任	58番、59番につきましては、富士見の時沢小の東側の区画整理をしているところの地内にあり、記載通り地目は山林ですが、現況が農地、なおかつ市役所の農地台帳に載っております。ですので、申請が出してある案件で、ここに印刷してあるものは登記簿記載の面積になります。下段のかつこ書きの面積については、仮換地後の面積になります。区画整理が終わった後には、減歩されてかつこ内の面積になるというものになります。
16番委員	区画整理が終わった後、すぐ宅地にできるのですか。

井上主任	区画整理事業をやっているところが、仮換地になる段階になると担当課から照会が来ます。おそらくこの案件についても照会が来て、「農地転用が取ってあります」という回答をします。なので、換地になるとときには、おそらく宅地として換地するような形になるのかなというところがあります。
議 長	他にございますか。ないようですので、採決をしたいと思います。 整理番号45番と49番を保留としまして、整理番号33番から44番、46番から48番、50番から63番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙 手）
議 長	全員賛成ですので、議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号45番と49番を保留とし、整理番号33番から44番、46番から48番、50番から63番を許可とすることに決定いたします。 なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて、意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますので、ご承知おきます。 次に、議案第25号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について審議をお願いします。事務局の説明をお願いします。
森田主事	◇（議案書、資料の朗読、説明）
議 長	以上で事務局の説明は終わりました。皆さんからのご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。 ◇（意見、質問等なし）
議 長	よろしいですか。ないようですので、採決したいと思います。 議案第25号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。 ◇（挙 手）
議 長	全員賛成ですので、議案第25号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定といたします。 次に、協議事項（1）遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判定について、協議をお願いします。事務局の説明をお願いします。
坂本主任	◇（別途資料の朗読、説明）
議 長	なお、特別調査班により現地調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。
24番委員 （特別調査班長）	協議事項につきまして、現地調査を3月26日に実施しました。令和3年農地・非農地判定現地調査結果一覧の整理番号1番、資料番号1ページから2ページ、西側に畑が隣接しているが、対象地の登記地目が山林で、現況も篠に覆われており、現況に農地性はないものとして非農地と判定しました。 整理番号2番、資料番号3ページから4ページ、周囲と同様に山林化しており非農地と判定しました。 整理番号3番、資料番号5ページから6ページ、沼や淵に囲まれており、一部白地の農地に接しているが、対象地は接している農地よりも一段低くなっており、現況も雑木で覆われていることから、非農地と判定しました。 整理番号4番、資料番号7ページから8ページ、西側は青地の農地と接しているが、現況について周囲の山林と同様に山林化しているため、非農地と判断いたしました。 整理番号5番、資料番号9ページから10ページ、南側は青地の農地と接しているが、現況については、周囲の山林と同様に山林化しているため、非農地と判断いたしました。 整理番号6番、資料番号11ページから12ページ、周囲と同様に山林化しており非農地と判定しました。 現地調査の結果は以上です。
議 長	以上で事務局の説明、それから調査班長の報告が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。
17番委員	確認ですが、これは自分で申請、地目を変更しないといけなのですか。

坂本主任	これは昨年の農地パトロールで、推進委員からの報告で、荒廃が進んでいる農地を抽出しました。もう一つは、整理番号1番について登記地目は山林ですが、現況地目が畑ということで、所有者からの申出で行いました。本人の申出でもできますし、推進委員の農地パトロールで荒廃が進んでいる農地で、青地以外は農業委員会で現地確認を行います。
17番委員	それが自動的に変更になるのですか。
坂本主任	ここで承認されると、非農地通知書が所有者にいきます。非農地通知書もらった所有者が、地目も農地から変えたい場合は、法務局に行って登記地目の変更ができます。変更したくない場合は、そのままだでも構いません。
17番委員	では、本人がするのですね。
坂本主任	変更するのであれば、通知書をもって法務局に行けば、いつでも変更できます。
議長	その他、どうですか。
16番委員	8ページの見取図ですが、周り中が青地で白地がポツンとあるのは、農振の見直しのときに青地になると聞いた気がしますが、白地が青地になるのは、勝手にはならないのですか。
坂本主任	白地が青地になるのも農振の見直しでします。白地を青地にするのも、青地を白地にするのも農振の見直しでします。
16番委員	こういう場合はならないのですか。周り中が青地だと一緒に地続きだからなる、と聞いた気がしたのですが。
坂本主任	それは該当地の左側の白地ですか。
16番委員	そうです。隣の隣の農地です。今回の農地とは関係ないです。
坂本主任	農振の見直しになるのですが、本来は青地に囲まれているので、白地ではなく青地だとは思っています。
16番委員	今は書いてあるように白地ですか。
坂本主任	現に耕作されていますので、それにつきましては、農振の見直しのときに漏れがなければ青地になると思います。
議長	他はよろしいですか。他にないようですので、採決したいと思います。
	協議事項(1)、遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判定について、整理番号1番から6番を非農地とすることに承認の方の挙手を求めます。
	◇(挙手)
議長	賛成多数でありますので、協議事項(1)、遊休農地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判定について、整理番号1番から6番を非農地とすることに承認することに決定いたします。
	次に協議事項(2)、令和3年度目標及びその達成に向けた活動計画(案)について協議をお願いします。事務局の説明をお願いします。
藤井副参事	◇(別途資料の朗読、説明)
片貝副参事	◇(別途資料の朗読、説明)
深澤係長	◇(別途資料の朗読、説明)
議長	以上で事務局の説明が終わりました。皆さんからのご意見、ご質問ございましたらお願いします。
18番委員	新たに農業経営を営もうとする人の参入ということですが、課題がいくつか挙がっていて、農業資金や農業経営の安定などありますが、具体的にどういうところが困っているか、例は挙がっていますか。どういうところに不満があるとか、どういうところに経営上に問題があるとか、新規就農者が就農したとき。
片貝副参事	令和2年度については、群馬県や国が主催する新規参入のイベントはコロナで中止になってしまいましたが、農政課と中部農業事務所、JAと連携し、新規就農者の独立営農に向けての支援を継続して行っております。国の次世代人材投資資金を活用した支援を関係機関と連携して行っていますが、やはりいちばん新規就農者が困るのが、資金面ではないかと実感しています。そういった資金面の相談を関係機関と連携して支援してまいりました。
18番委員	就農に当たって、新しく経営を始めるといろいろ問題があると思います。その中で実際に収

	入などに問題があったことはありますか。税金を払っている、払っていないという問題になると思いますが、どのくらいの経営をしているのか、分かるものですか。
片貝副参事	国の次世代の補助を受けるためには就農後5年間の営農計画を作り、5年後に所得250万円という目標を立ててもらいます。目標を立てた方で、認定新規就農者となった方には巡回調査を年2回ほど行っております。地元の農業委員、推進委員にも参加していただき、関係機関とも一緒に相談会を開催します。折に触れ支援していますが、引き続き、継続的に行うということになります。
18番委員	継続支援は分かりましたが、現実に関、農業を始めた人はやはり厳しい経営をしていますか。客観的に見て。
片貝副参事	成功している方も、もちろんいらっしゃいますし、露地野菜でナスを作って失敗された方もいらっしゃいますし、様々です。初心者の方で農業の経験が浅く、失敗している方がいらっしゃいますが、そういった方には折に触れ、農政課と連携し、またJAにも参加していただき技術指導を行っています。
18番委員	自分達は「新しく参入してくれ」と言っていますが、最終的にどのくらいの方が、どの程度の経営をしているのか、現実を知らないで、あまりいい加減なことは言えないので、ある程度のが分かかったら、そういったことを知らせていただけたら、ありがたいと思います。
議 長	その他の方、ございますか。ないようですので、採決をしたいと思います。 協議事項(2)、令和3年度目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇(挙 手) 全員賛成でありますので、協議事項(2)、令和3年度目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、原案を承認することに決定いたします。 次に協議事項(3)、令和2年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について協議をお願いします。事務局の説明をお願いします。
藤井副参事	◇(別途資料の朗読、説明)
片貝副参事	◇(別途資料の朗読、説明)
深澤係長	◇(別途資料の朗読、説明)
議 長	以上で事務局の説明が終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問ございましたらお願いします。 ◇(意見、質問等なし) ないようですので、採決をしたいと思います。 協議事項(3)、令和2年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。
議 長	◇(挙 手) 全員賛成でありますので、協議事項(3)、令和2年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について、原案を承認することに決定いたします。 次に29ページ以降の報告事項ですが、報告事項(1)から(3)までの内容は、 (1) 法第4条の届出書の受理状況 1件 (2) 法第5条の届出書の受理状況 19件 (3) 法第18条第6項の規定による通知書の交付状況 49件 報告事項(4)は、3月総会において許可とした法第4条の農地転用1件、法第5条の農地転用1件、合計2件について、群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見が「異存なし」と答申がありましたので、会長専決により許可書を交付しておりますので、後ほどご覧ください。 報告事項(5)、令和3年度前橋市農業委員会事業計画(案)について、事務局から報告をお願いいたします。
藤井副参事	◇(別途資料の朗読、説明)
片貝副参事	◇(別途資料の朗読、説明)
深澤係長	◇(別途資料の朗読、説明)

議 長
藤井副参事
議 長

次に報告事項（６）、職員の任免について、事務局から説明をお願いします。

◇（別途資料の朗読、説明）

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。総会を閉会といたします。

（閉会 午後３時５０分）

